大川市
移住支援金

大川市では、3大都市圏（東京圏、名古屋圏、大阪圏）から移住し、一定の要件を満たして就業又は起業等をしようとする方に対して支援金を支給します。

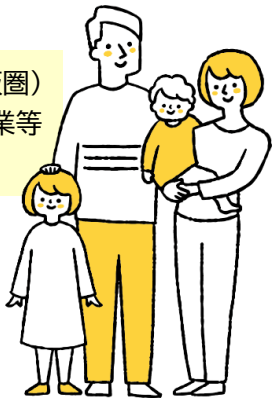

支給金額

単身　60万円
世帯　100万円

18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、
お子様1人につき100万円を加算

※要件が満たせなかった場合、移住支援金の返還を求める場合があります。

移住の要件

（1）～（4）のすべてに該当する方

（1）転入する前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、かつ直前に、連続して 1 年以上、東京圏、名古屋圏又は大阪圏に在住していた方。ただし、「就業等の要件（）に該当する方は東京圏に限ります。」

※東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県）
大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）

※農林漁業の研修を受講するため大川市以外の自治体に住所を変更した場合は、当該住所変更の直前となります。

（3）移住支援金の申請日において、転入後 1 年以内である方

※農林漁業の研修を受講した者については、当該研修期間は、算定に含めない。

（4）市に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思がある方

就業等の要件

（1）～（7）のいずれかに該当する方　※個別要件あり

（1）福岡県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に新規就業した方

（2）プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就職した方

（3）人材確保困難職種（*）に特定の就職支援サイトや無料職業紹介所を通じて福岡県内の事業所に就職した方
（*）農林漁業職、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、介護職）

（4）市町村等が実施する人材確保支援策を活用し自営での農林漁業へ就業した方

（5）県が実施する人材育成事業を活用し就業した方
（DX人材育成・確保促進事業、女性IT人材育成事業、人材不足分野雇用促進事業（医療福祉、農林漁業に限る））

（6）本人の意思で移住し、テレワーク勤務を行う方、または福岡県テレワーク推進起業移住体験促進事業に参加した方

（7）福岡県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた方

※　交付要件や申請方法など、詳しくは大川市ホームページでご確認ください。

【問合せ】大川市　企画課　企画共創係　〒831-8601 福岡県大川市大字酒見256－1
電話：0944－85－5553　E-mail：okwkyoso_k@city.okawa.lg.jp